

1. 件名：新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）への対応について（柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉 設置変更許可）

2. 日時：令和5年3月28日 10時20分～10時50分

3. 場所：原子力規制庁内会議室 9階B会議室

4. 出席者（※TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）岩澤安全規制調整官、名倉安全規制調整官 他6名

東京電力ホールディングス株式会社：

山口原子力設備管理部 部長代理

他 9名※

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、本日の審査会合（第1129回公開会合）において議論された事項について確認があった。原子力規制庁は、本日の審査会合における以下の議論を踏まえた説明資料の作成を依頼するとともに、引き続き確認を行うこととした。

- 本設置変更申請における既許可からの変更点、及び、設置許可基準規則やSA技術的能力審査基準の要求事項に係る基準適合性への影響について、網羅的に整理した上で、今後の非公開会合において説明を行うこと。
- 上記のうち、特定重大事故等対処施設の火災防護に係る設計方針（設置許可基準規則第41条（火災による損傷の防止）関連）については、今回の構築物の構造変更を踏まえて再設定された各火災区域・火災区画における火災防護対策の内容を詳細に説明すること。
- 設置許可基準規則第38条（特定重大事故等対処施設の地盤）の地盤の支持、変形及び変位並びに同第39条（地震による損傷の防止）のうち周辺斜面の安定性に関し、今後の非公開会合において、今回の構築物の構造変更後の基準適合性について、既許可の添付書類六及びとりまとめ資料の評価の変更内容並びに基準適合上の影響がないとした科学的・技術的根拠又は合理的な理由を説明すること。

（2）東京電力ホールディングス株式会社から、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

¹ 令和4年8月17日付け原規規発第2208173号をもって許可された柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（6号及び7号発電用原子炉施設の変更（特定重大事故等対処施設の設置））

6. その他

提出資料：なし

以上